

## ※ 特別児童扶養手当の障害の認定について

### ● 特別児童扶養手当とは・・・

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき支給されるもので、身体や精神に中度以上の障害のある20歳未満の児童の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人が受給対象者となります。（所得制限があります）

### ● 手当を受給できない場合は・・・

児童が障害を受給理由とする年金を受けていたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所している場合は受給できません。

### ● 障害の認定は・・・

特別児童扶養手当認定診断書で行うことを原則とし、申請者から提出された診断書等を県の判定医が判定し、佐賀県知事が認定します。

障害の等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級となります。

### ● 手当の障害程度に概ね該当する範囲は、下記のとおりです。

#### 1 知的障害の場合

療育手帳での障害程度	特別児童扶養手当の障害等級	必要診断書類
療育手帳A	1級該当	診断書（様式第4号） または療育手帳の写し （次の判定年月まで8か月以上あるもの）
療育手帳B または 手帳を持っていないとき	2級該当	診断書（様式第4号）
	非該当	

#### 2 身体障害の場合

身体障害者手帳での障害程度	特別児童扶養手当の障害等級	必要診断書類
内部障害以外の1・2級、 下肢3級1 （視覚障害2級2を除く）	1級該当	診断書（様式第1～3号） または身体障害者手帳の写し （交付日から2年以内のもの）
内部障害以外の3級、 下肢4級1から5 （視覚障害3級2、 下肢3級1を除く）	2級該当	診断書（様式第1～3号） または身体障害者手帳の写し （交付日から2年以内のもの）
内部障害の1・3級	1級該当	診断書（様式第5～8号）
	2級該当	
上記以外	非該当 （※ただし、判定結果により該当の場合も有）	診断書（様式第1～8号）

※ 別添『身体障害者障害程度等級表』の太枠内が概ね該当する範囲です。